

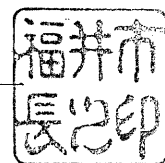
福井市告示第184号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、次のとおり本市の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により告示する。

なお、字の区域の変更の効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項後段の規定による福井市北四ツ居町土地区画整理事業に係る換地処分の公告があった日の翌日から生ずるものとする。

平成30年10月4日

福井市長 東 村 新



次の区域を北四ツ居町31字北円命に編入する。

北四ツ居町30字南円命38の2に隣接する水路である市有地の一部